

鳥獣捕獲等事業の実施に係る共通仕様書（一部改編）

総則編

適用範囲

1. 鳥獣捕獲等事業の実施に係る共通仕様書（以下「共通仕様書」という。）は、関西広域連合圏域において発注される鳥獣捕獲等事業（以下「事業」という。）における鳥獣の捕獲及びと体処分（捕獲本体業務）業務において、一部または全体を適用する。
2. 共通仕様書は、事業の一般的事項を示すものであり、個々の事業に関し特別な事項については、別に定める特記仕様書等によるものとする。
3. 契約図書、図面、特記仕様書に記載された事項は、共通仕様書に優先するものとする。
4. 設計図書に関して疑義が生じた場合は、監督職員と協議の上、事業を実施するものとする。

用語の定義

共通仕様書において、各項に掲げる用語は、次の定義によるものとする。

1. 「委託者」とは、支出負担行為担当官若しくは分任支出負担行為担当官又は契約担当官若しくは分任契約担当官をいう。
2. 「受託者」とは、事業の実施に関し、委託者と委託契約を締結した個人若しくは法人又は法令の規定により認められたその一般承継人をいう。
3. 「監督職員」とは、契約図書に定められた範囲内において受託者又は現場代理人に対する指示、承諾又は協議等の職務を行う者をいう。
4. 「検査職員」とは、事業の完了検査及び指定部分に係る検査を行う者をいう。
5. 「現場代理人」とは、契約の履行に関し事業の管理及び統括等を行う者で受託者が定めた者をいう。
6. 「従事者」とは、現場代理人のもとで事業を担当する者で、受託者が定めた者をいう。
7. 「契約図書」とは、契約書及び設計図書をいう。
8. 「設計図書」とは、仕様書、図面、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書をいう。
9. 「仕様書」とは、本共通仕様書及び特記仕様書を総称していう。
10. 「共通仕様書」とは、事業の実施に関する一般的事項を示したものである。
11. 「特記仕様書」とは、共通仕様書を補足し、個々の事業における固有の技術的要求、特別な事項等を定めたものである。
12. 「現場説明書」とは、事業の入札等に参加する者に対して委託者が当該事業の

契約条件を説明するための書類をいう。

13. 「質問回答書」とは、現場説明書及び現場説明に関する入札参加者からの質問書に対して委託者が回答する書面をいう。
14. 「図面」とは、入札等に際して委託者が交付した図面及び委託者から変更又は追加された図面及び図面の基になる計算書等をいう。
15. 「指示」とは、監督職員が受託者に対し、事業実施上必要な事項について書面をもって示し、実施させることをいう。
16. 「請求」とは、委託者又は受託者が契約内容の履行あるいは変更に関して相手方に書面をもって行為、あるいは同意を求めることをいう。
17. 「通知」とは、委託者若しくは監督職員が受託者に対し、又は受託者が委託者若しくは監督職員に対し、事業に関する事項について、書面をもって知らせることをいう。
18. 「連絡」とは、委託者若しくは監督職員が受託者に対し、又は受託者が委託者若しくは監督職員に対し、事業の実施に関する事項について知らせることをいう。
19. 「報告」とは、受託者が監督職員に対し、事業の実施に係わる事項について書面をもって知らせることをいう。
20. 「申し出」とは、受託者が契約内容の履行あるいは変更に関し、委託者に対して書面をもって同意を求めることをいう。
21. 「確認」とは、事業の実施に関し、受託者の通知又は申し出に基づき監督職員がその事実を認定することをいう。
22. 「承諾」とは、受託者が監督職員に対し書面で申し出た事業実施上必要な事項について、監督職員が書面により事業実施上の行為に同意することをいう。
23. 「質問」とは、不明な点に関して書面をもって問うことをいう。
24. 「回答」とは、質問に対して書面をもって答えることをいう。
25. 「協議」とは、書面により契約図書の協議事項について、委託者若しくは監督職員と受託者が対等の立場で合議することをいう。
26. 「提出」とは、受託者が監督職員に対し、事業に係わる事項について書面又はその他の資料を説明し、差し出すことをいう。
27. 「書面」とは、手書き、印刷等の伝達物をいい、発行年月日を記録し、署名若しくは記名及び押印したものを有効とする。
 - ① 緊急を要する場合は、ファクシミリ又は電子メールにより伝達できるものとするが、後日書面と差し換えるものとする。
 - ② 電子納品を行う場合は、別途監督職員と協議するものとする。
28. 「検査」とは、契約図書に基づき、検査職員が事業の完了を確認することをいう。

29. 「打合せ」とは、事業を適正かつ円滑に実施するために現場代理人等と監督職員が面談により、事業の方針及び条件等の疑義を正すことをいう。
30. 「修補」とは、委託者が検査時に受託者の負担に帰すべき理由による不良箇所を発見した場合に、受託者が行うべき訂正、補足その他の措置をいう。
31. 「協力者」とは、受託者が事業の実施に当たって、再委託する者をいう。
32. 「使用人等」とは、協力者又はその代理人若しくはその使用人、その他これに準ずるものをいう。
33. 「立会」とは、設計図書に示された項目において、監督職員が臨場し内容を確認することをいう。
34. 「現場」とは、事業を実施する場所、事業の実施に必要な場所及び設計図書で明確に指定される場所をいう。
35. 「同意」とは、契約図書に基づき、監督職員が受託者に指示した処理内容・回答に対して、理解して承認することをいう。
36. 「受理」とは、契約図書に基づき、受託者、監督職員が相互に提出された書面を受け取り、内容を把握することをいう。
37. 「同等以上の品質」とは、設計図書に指定がない場合にあっては、監督職員が承諾する試験機関の保障する品質の確認を得た品質又は監督職員の承諾した品質をいう。

受託者及び委託者の責務

受託者は、契約の履行に当たって事業の意図及び目的を十分に理解したうえで、事業に適用すべき諸基準に適合し、所定の成果を満足するような技術を十分に発揮しなければならない。

受託者及び委託者は、事業の実施に必要な条件等について相互に確認し、円滑な事業の履行に努めなければならない。

事業の着手

受託者は、特記仕様書に定めがある場合を除き、契約締結後 15 日（土曜日、日曜日、祝日等（行政機関の休日に関する法律（昭和 63 年法律第 91 号）第 1 条に規定する行政機関の休日（以下「休日等」という。））を除く。）以内に事業に着手しなければならない。この場合において、着手とは現場代理人が事業の実施のため監督職員との打合せを行うこと又は現地調査を開始することをいう。

監督職員

1. 委託者は、事業における監督職員を定め、受託者に通知するものとする。
2. 監督職員は、契約図書に定められた事項の範囲内において、指示、承諾、協議等

の職務を行うものとする。

3. 監督職員は、監督職員がその権限を行使するときは、書面により行うものとする。ただし、緊急を要する場合、監督職員が受託者に対し口頭による指示等を行った場合には、受託者はその口頭による指示等に従うものとする。なお監督職員は、その口頭による指示等を行った後7日以内に書面で受託者に通知するものとする。

現場代理人

1. 受託者は、事業における現場代理人を定め、委託者に通知するものとする。
2. 現場代理人は、契約図書等に基づき、事業の管理を行わなければならない。
3. 現場代理人は、原則として変更できない。ただし、死亡、傷病、退職、出産、育児、介護等やむをえない理由により変更を行う場合には、同等以上の技術者とするものとし、受託者は委託者の承諾を得なければならない。

従事者

1. 受託者は、事業の実施に当たって従事者を定める場合は、その氏名その他必要な事項を監督職員に提出するものとする（現場代理人と兼務するものを除く）。なお、従事者は、事業の実行に必要な適切な人数とする。
2. 従事者は、設計図書等に基づき、適正に事業を実施しなければならない。

提出書類

1. 受託者は、委託者が指定した様式により、契約締結後に関係書類を、監督職員を経て委託者に遅滞なく提出しなければならない。ただし、契約金額に係る請求書、請求代金代理受領承諾書、遅延利息請求書、監督職員に関する措置請求に係る書類及びその他現場説明の際に指定した書類を除く。
2. 受託者が委託者に提出する書類で様式が定められていないものは、受託者において様式を定め、提出するものとする。ただし、委託者がその様式を指示した場合は、これに従うものとする。

打合せ等

1. 事業を適正かつ円滑に実施するため、現場代理人と監督職員は常に密接な連絡をとり、事業の実施方針及び条件等の疑義を正すものとし、その内容についてはその都度受託者が書面（業務打合簿）に記録し、相互に確認しなければならない。なお、電子メールで確認した内容については、必要に応じて書面（打合せ記録簿）を作成するものとする。
2. 受託者は、事業の進行状況について定期的に打合せするほか、監督職員の求めに

応じて打合せするものとする。

3. 現場代理人は、仕様書に定めのない事項について疑義が生じた場合は、速やかに監督職員と協議するものとする。
4. 事業の目的を達成するために、契約図書に明示されていない事項で必要な作業が生じたときは、受託者は監督職員と協議を行うものとする。
5. 受託者は、問題が発生した場合及び計画工程と実工程を比較照査し差異が生じる恐れがある場合は、原因を究明するとともに速やかに文書にて監督職員へ報告することとする。
6. 監督職員及び委託者は、「ワンデーレスポンス」※に努める。

※ワンデーレスポンスとは、問合せ等に対して、1日あるいは適切な期限までに対応することをいう。なお、1日での対応が困難な場合などは、いつまでに対応するかを連絡するなど、速やかに何らかの対応をすることをいう。

業務計画書

1. 受託者は、契約締結後速やかに業務計画書を作成し、監督職員に提出しなければならない。
2. 受託者は、業務計画書に次の事項について記載しなければならない。
 - ① 業務概要
 - ② 業務工程表
 - ③ 業務組織表（「現場代理人その他従事者等の有資格者表」を作成する。また、再委託がある場合は、各協力者における事業実施の分担関係を体系的に示すものとする。）
 - ④ 実施方法（実施期間、場所、見回り・誘引期間、捕獲方法等）
 - ⑤ 安全管理規程（連絡体制図、安全指導体制等）
 - ⑥ 緊急時の体制及び対応方法
 - ⑦ その他
3. 受託者は、業務計画書の内容を変更する場合には、理由を明確にしたうえでその都度監督職員に変更業務計画書を提出しなければならない。
4. 監督職員の指示した事項については、受託者は更に詳細な業務計画書に係る資料を提出しなければならない。

関係官公庁への手続き等

1. 受託者は、事業の実施に当たっては、委託者が行う関係官公庁等への手続きの際に協力しなければならない。また、受託者は、事業を実施するため、関係官公庁

等に対する諸手続きが必要な場合は速やかに行わなければならない。

2. 受託者が、関係官公庁等から交渉を受けたときは、遅滞なくその旨を監督職員に報告し協議しなければならない。

地元関係者との交渉等

1. 地元関係者への説明、交渉等は、委託者又は監督職員が行うものとするが、監督職員の指示がある場合は、受託者はこれに協力するものとする。これらの交渉に当たり、受託者は地元関係者に誠意をもって接しなければならない。
2. 受託者は、事業実施に当たっては、地元関係者からの質問、疑義に関する説明等を求められた場合は、監督職員の承諾を得てから行うものとし、地元関係者との間に紛争が生じないように努めなければならない。
3. 受託者は、設計図書の定め、あるいは監督職員の指示により受託者が行うべき地元関係者への説明、交渉等を行う場合には、交渉等の内容を随時、監督職員に報告し、指示があればそれに従わなければならない。
4. 受託者は、事業の実施中に委託者が地元協議等を行い、その結果を条件として事業を実施する場合には、設計図書に定めるところにより、地元協議等に立会するとともに、説明資料及び記録を作成しなければならない。
5. 受託者は、前項の地元協議により、既に作成した成果の内容を変更する必要を生じた場合には、指示に基づいて、変更しなければならない。なお、変更に要する期間及び経費は、委託者と協議のうえ定めるものとする。

土地への立ち入り等

1. 受託者は、屋外で行う事業実施のため国有地、公有地又は私有地に立ち入る場合は、監督職員及び関係者と十分な協調を保ち事業が円滑に進捗するように努めなければならない。なお、やむを得ない理由により現地への立ち入りが不可能となった場合には、直ちに監督職員に報告し指示を受けなければならない。
2. 受託者は、事業実施のため植物伐採、垣、柵等の除去又は土地若しくは工作物を一時使用するときは、あらかじめ監督職員に報告するものとし、報告を受けた監督職員は当該土地所有者及び占有者の許可を得るものとする。なお、第三者の土地への立ち入りについて、当該土地所有者への許可は委託者が得るものとするが、監督職員の指示がある場合には受託者はこれに協力しなければならない。
3. 受託者は、前項の場合において生じた損失のため必要となる経費の負担については、特記仕様書に示す他は監督職員と協議により定めるものとする。

成果物の提出

1. 受託者は事業が完了したときは、作業記録簿（日報）、記録写真及びその他設計図書に示す成果物を添付のうえ提出し、検査を受けなければならない。

2. 受託者は、設計図書に定めがある場合、又は監督職員の指示に同意した場合は、履行期間途中においても、作業記録簿（日報）及び記録写真等の成果物の部分引渡しを行うものとする。
3. 受託者は、成果物において使用する計量単位は、国際単位系(SI)を使用するものとする。

関係法令及び条例の遵守

受託者は、業務の実施に当たり、以下に代表される関係諸法令及び条例等を遵守しなければならない。

1. 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成 14 年法律第 88 号)
2. 森林法（昭和 26 年法律第 249 号）
3. 国有林野の管理経営に関する法律（昭和 26 年法律第 246 号）
4. 国有林野管理規程（昭和 36 年 3 月 28 日農林省訓令第 25 号）
5. 自然公園法（昭和 32 年 6 月 1 日法律第 161 号）
6. 銃砲刀剣類所持等取締法（昭和 33 年法律第 6 号）
7. 火薬類取締法（昭和 25 年法律第 149 号）
8. 認定鳥獣捕獲等事業者の捕獲従事者からの事業に対する被害を防止するためのライフル銃の所持許可申請の対応について（平成 27 年 3 月 24 日付警察庁丁保発第 70 号）

検査

1. 監督職員は、事業が契約図書どおり行われているかどうか、作業記録簿（日報）及び記録写真等を確認し、必要に応じ事業実施現場に立入り又は立会いし、その他必要な資料の提出を請求できるものとし、受託者はこれに協力しなければならない。
2. 委託者は、検査に先立って、受託者に対して書面をもって検査日を通知するものとする。この場合において受託者は、検査に必要な書類及び資料等を整備するとともに、検査の実施においては、必要な人員及び機材を準備し、提供しなければならない。この場合検査に要する費用は受託者の負担とする。
3. 完了検査及び指定部分の係る検査に当たっては、現場代理人その他立会いを求められた事業関係者が必ず立会い行わなければならない。

修補

1. 受託者は、修補は速やかに行わなければならない。
2. 検査職員は、修補の必要があると認めた場合には、受託者に対して期限を定めて

修補を指示することができるものとする。ただし、その指示が受託者の責に帰すべきものでない場合は異議申し立てができるものとする。

3. 検査職員が修補の指示をした場合において、修補の完了の確認は検査職員の指示に従うものとする。
4. 検査職員が指示した期間内に修補が完了しなかった場合には、委託者は、検査の結果を受託者に通知するものとする。

条件変更等

1. 監督職員が受託者に対して事業の内容の変更又は設計図書の訂正（以下「業務の変更」という。）の指示を行う場合は、変更協議書によるものとする。
2. 受託者は、設計図書で明示されていない履行条件について予期できない特別な状態が生じた場合、直ちにその旨を監督職員に報告し、その確認を求めなければならない。なお、「予期することができない特別な状態」とは以下のものをいう。
 - ① 土地への立ち入り等が不可能となった場合
 - ② 天災その他の不可抗力による損害
 - ③ その他、委託者と受託者が協議し当該規定に適合すると判断した場合

契約変更

1. 委託者は、次の各号に掲げる場合において、業務の契約の変更を行うものとする。
 - ① 業務の変更により契約金額に変更が生じる場合
 - ② 履行期間の変更を行う場合
 - ③ 監督職員と受託者が協議し、業務実施上必要があると認められる場合
 - ④ 契約書第12条の規定に基づき契約金額の変更に代える設計図書の変更を行う場合
2. 委託者は、前項の場合において変更する契約図書を、次の各号に基づき作成するものとする。
 - ① 条件変更等の規定に基づき監督職員が受託者に指示した事項
 - ② 業務の一時中止に伴う増加費用及び履行期間の変更等決定済の事項
 - ③ その他委託者又は監督職員と受託者との協議で決定された事項

履行期間の変更

1. 委託者は、受託者に対して事業の変更の指示を行う場合において履行期間変更協議の対象であるか否かを合わせて事前に通知しなければならない。
2. 委託者は、履行期間変更協議の対象であると確認された事項及び事業の一時中止を指示した事項であっても、残履行期間及び残事業量等から履行期間の変更が必要でないと判断した場合は、履行期間の変更を行わない旨の協議に代える

ことができるものとする。

3. 受託者は、契約書第7条の規定に基づき、履行期間の延長が必要と判断した場合には、履行期間の延長理由、必要とする延長日数の算定根拠、変更工程表その他必要な資料を委託者に提出しなければならない。

一時中止

1. 次の各号に該当する場合において、委託者は受託者に通知し、必要と認める期間、事業の全部又は一部を一時中止させることができるものとする。なお、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他自然的又は人為的な事象（以下「天災等」という。）による事業の中断については、臨機の措置により受託者は、適切に対応しなければならない。
 - ① 第三者の土地への立ち入り許可が得られない場合
 - ② 関連する他の事業等の進捗が遅れたため、事業の続行を不相当と認めた場合
 - ③ 環境問題等の発生により事業の継続が不相当又は不可能となった場合
 - ④ 天災等により事業の対象箇所の状態が変動した場合
 - ⑤ 第三者及びその財産、受託者、使用人等並びに監督職員の安全確保のため必要があると認めた場合
 - ⑥ 前各号に掲げるもののほか、委託者が必要と認めた場合
2. 委託者は、受託者が契約図書に違反し、又は監督職員の指示に従わない場合等、監督職員が必要と認めた場合には事業の全部又は一部の一時中止を命ずることができるものとする。
3. 2. の場合において、受託者は屋外で行う事業の現場の保全については監督職員の指示に従わなければならない。

委託者の賠償責任

委託者は、以下の各項に該当する場合、損害の賠償を行わなければならない。

1. 契約書第10条に規定する一般的損害、契約書第10条に規定する第三者に及ぼした損害について、委託者の責に帰すべき損害とされた場合
2. 委託者が契約に違反し、その違反により契約の履行が不可能となった場合

受託者の賠償責任

受託者は、以下の各号に該当する場合、損害の賠償を行わなければならない。

1. 契約書第10条に規定する一般的損害、契約書第10条に規定する第三者に及ぼした損害について受託者の責に帰すべき損害とされた場合
2. 受託者の責により損害が生じた場合

守秘義務

1. 受託者は、契約書第23条の規定により、事業の実施過程で知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。
2. 受託者は、当該事業の結果（事業処理の過程において得られた記録等を含む。）を第三者に閲覧させ、複写させ、又は譲渡してはならない。ただし、あらかじめ委託者の承諾を得たときはこの限りではない。
3. 受託者は本事業に関して委託者から貸与された情報その他知り得た情報を秘密とし、相手方の事前の承諾なくして第三者に開示し、漏えいし、また当該業務の遂行以外の目的に使用してはならない。
4. 受託者は、当該事業に関して委託者から貸与された情報、その他知り得た情報を当該事業の終了後においても第三者に漏らしてはならない。
5. 取り扱う情報は、アクセス制限、パスワード管理等により適切に管理するとともに、当該事業のみに使用し、他の目的には使用しないこと。また、委託者の許可なく複製しないこと。
6. 受託者は、当該事業完了時に、事業の実施に必要な貸与資料（書面、電子媒体）について、委託者への返却若しくは消去又は破棄を確実に行うこと。
7. 受託者は、当該事業の遂行において貸与された委託者の情報の外部への漏洩若しくは目的外利用が認められ又そのおそれがある場合には、これを速やかに委託者に報告するものとする。

個人情報の取扱い

1. 基本的事項

受託者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第57号）、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第58号）、行政手続における特定の個人を識別する番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）等関係法令に基づき、次に示す事項等の個人情報の漏えい、滅失、改ざん又は毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2. 秘密の保持

受託者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに第三者に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

3. 取得の制限

受託者は、この契約による事務を処理するために個人情報を取得するときは、あ

らかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。また、当該利用目的の達成に必要な範囲内で、適正かつ公正な手段で個人情報を取得しなければならない。

4. 利用及び提供の制限

受託者は、委託者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するための利用目的以外の目的のために個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

5. 複写等の禁止

受託者は、委託者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するために委託者から提供を受けた個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

6. 再委託の禁止及び再委託時の措置

受託者は、委託者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するための個人情報については自ら取り扱うものとし、第三者にその取扱いを伴う事務を再委託してはならない。なお、再委託に関する委託者の指示又は承諾がある場合においては、個人情報の適切な管理を行う能力を有しない者に再委託することがないよう、受託者において必要な措置を講ずるものとする。

7. 事案発生時における報告

受託者は、個人情報の漏えい等の事案が発生し、又は発生するおそれがあることを知ったときは、速やかに委託者に報告し、適切な措置を講じなければならない。なお、委託者の指示があった場合はこれに従うものとする。また、契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

8. 資料等の返却等

受託者は、この契約による事務を処理するために委託者から貸与され、又は受託者が収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、この契約の終了後又は解除後速やかに委託者に返却し、又は引き渡さなければならない。ただし、委託者が、廃棄又は消去など別の方法を指示したときは、当該指示に従うものとする。

9. 管理の確認等

- ① 受託者は、取り扱う個人情報の秘匿性等その内容に応じて、この契約による事務に係る個人情報の管理の状況について、年1回以上委託者に報告するものとする。なお、個人情報の取扱いに係る事業が再委託される場合は、再委託される事業に係る個人情報の秘匿性等その内容に応じて、再委託先における個人情報の管理の状況について、受託者が年1回以上の定期的検査等により確認し、委託者に報告するものとする。
- ② 委託者は、受託者における個人情報の管理の状況について適時確認することができる。また、委託者は必要と認めるときは、受託者に対し個人情報の取扱

い状況について報告を求め、又は検査することができる。

10. 管理体制の整備

受託者は、この契約による事務に係る個人情報の管理に関する責任者を特定するなど管理体制を定め、10. に示す事業計画書に記載するものとする。

11. 従事者等への周知

受託者は、従事者等に対し、在職中及び退職後においてもこの契約による事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに第三者に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。

安全等の確保

1. 受託者は、屋外で行う事業の実施に際しては、事業関係者だけでなく、付近住民、通行者、通行車両等の第三者の安全確保に努めなければならない。
 - ① 受託者は、常に事業の安全に留意し現場管理を行い災害の防止を図らなければならない。
 - ② 受託者は、事業に伴う騒音振動の発生をできる限り防止し生活環境の保全に努めなければならない。
 - ③ 受託者は、現場で別途事業又は工事等が行われる場合は相互協調して事業を遂行しなければならない。
 - ④ 受託者は、事業実施中施設等の管理者の許可なくして、流水及び水陸交通の妨害、公衆の迷惑となるような行為、調査をしてはならない。
2. 受託者は、特記仕様書に定めがある場合には所轄警察署、道路管理者、鉄道事業者、河川管理者、労働基準監督署等の関係者及び関係機関と緊密な連絡を取り事業実施中の安全を確保しなければならない。
3. 受託者は、屋外で行う事業の実施に当たり、事故等が発生しないよう使用人等に安全教育の徹底を図り、指導、監督に努めなければならない。
4. 受託者は、屋外で行う事業の実施に当たっては安全の確保に努めるとともに、労働安全衛生法等関係法令に基づく措置を講じておくものとする。
5. 受託者は、屋外で行う事業の実施に当たり、災害予防のため次の各号に掲げる事項を厳守しなければならない。
 - ① 屋外で行う事業に伴い伐採した立木等を野焼きしてはならない。なお、処分する場合は関係法令を遵守するとともに、関係官公署の指導に従い、必要な措置を講じなければならない。
 - ② 受託者は、喫煙等の場所を指定し、指定場所以外での火気の使用を禁止しなければならない。
 - ③ 受託者は、ガソリン、塗料等の可燃物を使用する必要がある場合には周辺に

火気の使用を禁止する旨の標示を行い、周辺の整理に努めなければならない。

- ④ 受託者は、調査現場に関係者以外の立ち入りを禁止する場合は仮囲い、ロープ等により囲うとともに立ち入り禁止の標示をしなければならない。
6. 受託者は、爆発物等の危険物を使用する必要がある場合には、関係法令を遵守するとともに、関係官公署の指導に従い、爆発等の防止の措置を講じなければならない。
7. 受託者は、屋外で行う事業の実施に当たっては豪雨、豪雪、出水、地震、落雷等の自然災害に対して、常に被害を最小限に食い止めるための防災体制を確立しておかなければならない。災害発生時においては第三者及び使用人等の安全確保に努めなければならない。
8. 受託者は、屋外で行う事業実施中に事故等が発生した場合は、直ちに監督職員に連絡するとともに、監督職員が指示する様式により事故報告書を速やかに監督職員に提出し、監督職員から指示がある場合にはその指示に従わなければならない。
9. 受託者は、事業が完了したときには、残材、廃物、木くず等を撤去し現場を清掃しなければならない。

臨機の措置

1. 受託者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。また、受託者は臨機の措置をとった場合には、その内容を監督職員に報告しなければならない。
2. 監督職員は、天災等に伴い成果物の品質又は工程に関して、事業管理上重大な影響を及ぼし、又は多額な費用が必要と認められるときは、受託者に対して臨機の措置をとることを請求することができるものとする。

完了報告、進ちょく状況等の報告

1. 受託者は、契約書第5条の規定に基づき、完了報告書を作成し、監督職員に提出しなければならない。
2. 受託者は、契約書第21条の規定に基づき、業務の進ちょく状況および実績人日数等について、委託者から報告を求められた場合には、これを報告しなければならない。

屋外で作業を行う時期及び時間の変更

1. 受託者は、設計図書に屋外で作業を行う期日及び時間が定められている場合でその時間を変更する必要がある場合には、あらかじめ監督職員と協議するものとする。

2. 受託者は、設計図書に屋外で作業を行う期日及び時間が定められていない場合で休日等又は夜間に作業を行う場合は、事前に理由を付した書面によって監督職員に提出しなければならない。

暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置

1. 受託者は、暴力団員等による不当介入を受けた場合は、断固としてこれを拒否すること。また、不当介入を受けた時点で速やかに警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。再委託先等が不当介入を受けたことを認知した場合も同様とする。
2. 1. により警察に通報又は捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を委託者に報告すること。
3. 1. 及び 2. の行為を怠ったことが確認された場合は、指名停止等の措置を講じることがある。
4. 暴力団員等による不当介入を受けたことにより工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、委託者と協議しなければならない。

著作権等の扱い

1. 受託者は、事業により納入された著作物に係る一切の著作権（著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 27 条及び第 28 条に規定する権利を含む。）を、著作物の引渡し時に委託者に無償で譲渡するものとし、委託者の行為について著作者人格権を行使しないものとする。
2. 受託者は、第三者が権利を有する著作物を使用する場合は、原著作等々の著作権及び肖像権等の取扱いに厳重な注意を払い、当該著作物の使用に関して費用の負担を含む一切の手続きを行うものとする。
3. 受託者は、委託者が著作物を活用する場合及び委託者が認めた場合において第三者に二次利用させる場合は、原著作等々の著作権及び肖像権等による新たな費用が発生しないように措置するものとする。それ以外の利用に当たっては、委託者は受託者と協議の上、その利用の取り決めをするものとする。
4. 第三者と著作権及び肖像権等に係る権利侵害の紛争が生じた場合、当該紛争等の原因が専ら委託者の責めに帰す場合を除き、受託者は自らの責任と負担において一切の処理を行うものとする。この場合、委託者は係る紛争等の事実を知ったときは、受託者に通知し、必要な範囲で訴訟上の防衛を受託者に委ねる等の協力措置を講じるものとする。

調査・試験に対する協力

受託者は、委託者自ら又は委託者が指定する第三者が行う調査及び試験に対して、

監督職員の指示により協力しなければならない。

事業一般編

現地調査・踏査

1. 受託者は、業務の実施に当たり、あらかじめ事前に、現地調査を行い事業に必要な現地の状況を把握するものとする。
2. 受託者は、委託者と合同で現地調査を実施する場合は、実施後に確認した事項について整理し、提出しなければならない。なお、適用及び実施回数は特記仕様書又は数量総括表による。

計画準備

許可の申請書類の作成等

受託者は、事業計画書に基づく事業の実施方法について、監督職員と協議し、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律 9 条第 2 項及び第 8 項及びその他必要な申請に係る、以下の書類の作成及び連絡調整を行うものとする。

1. 鳥獣の捕獲等に係る許可申請及びその他法令による許可申請に必要な書類の作成
2. 捕獲個体の受け入れ先との連絡調整（受け入れ先は委託者から指示）

許可の申請等

鳥獣の捕獲等に係る許可申請及びその他法令により必要な許可申請については、委託者と受託者が協議して申請手続きを行うものとする。

損害賠償保険等加入の義務

他人に与えた損害（他損事故）に対する賠償

受託者は、他人の生命又は身体を害したことによって生じた法律上の損害賠償責任を負うことによって被る損害に係る損害保険契約に加入しなければならない。

[1] 損害保険の契約内容

事業の一環として実施する鳥獣の捕獲等に起因する事故のために、他人の生命又は身体を害したことによって生じた法律上の損害賠償責任を負うことによって被る損害に係るものであること。

現場代理人及び捕獲従事者は、本事業の実施による鳥獣の捕獲等に起因する事故のために、他人の生命、身体又は財産を害したことによって生じた法律上の損害賠償責任を負うことによって被る損害に係る損害賠償保険契約の被保険者であること。

[2] 保険金額

- ① 銃による捕獲の場合の他損限度額は、1 億円以上

- ② わなによる捕獲の場合の他損限度額は、3千万円以上

従事者自身の傷害に対する補償

受託者は、従事者自身の生命又は身体を害したことに係る傷害保険契約に加入しなければならない。

1. 傷害保険の契約内容 事業の一環として実施する鳥獣の捕獲等に起因する事故のために、事業に従事する従事者自身の生命又は身体を害したことに對する補償であること。
2. 保険金額
1千万円以上

提出書類

事業着手前

受託者は、業務計画書と併せ、以下の項目を監督職員に提出し、承諾を受けること。

1. 損害賠償保険及び従事者障害保険の写し
捕獲等手法に応じた損害賠償保険証（個人保険は不可）及び従事者傷害保険証（個人保険は不可）の写し又は損害賠償保険契約申請書及び従事者傷害保険契約申請書の写し（捕獲事業実施前に損害賠償保険証の写しを改めて提出）。
2. 捕獲個体処理方法及び捕獲個体受け入れ先

事業着手中

[1] 作業記録簿（日報）

受託者は、以下の項目を踏まえ、作業記録簿（日報）を作成すること。

- ① 毎日の事業実施状況について、実施状況を撮影した写真を作業記録簿（日報）に添付すること。
- ② 捕獲個体がある場合は、記録写真を作業記録簿（日報）に添付すること。
- ③ 作業記録簿（日報）は現場代理人及び従事者ごとに整理すること。
- ④ 監督職員から作業記録簿（日報）の提出を求められた場合には速やかに提出すること。

[2] 捕獲個体の記録写真

受託者は、以下の項目を踏まえ、記録写真を撮影すること。

- ① 捕獲番号、捕獲日時、捕獲場所、捕獲方法を記した後述の個体整理票と情報を整合させ、捕獲個体を撮影すること。
- ② 捕獲個体は、原則「右向き」の状態（撮影者から見て捕獲個体の足が下向きになり、その際、頭部が右側にくる状態をいう。）にさせ、スプレー等でその識別が可能となるよう指定のマーキングを行い、そのマーキングが分かるよ

うに撮影すること。

- ③ 捕獲個体の処分を撮影する場合は、その方法が分かるように撮影すること。

[3] 捕獲個体整理票

受託者は、捕獲個体の検体作業（体長、雄雌別等）を行い捕獲個体整理票に記入すること。

事業完了時

捕獲に係る一連の作業の実施結果及び個体の記録・写真を取りまとめた報告書を作成すること。

他事業による奨励金等

本事業の捕獲個体を用いて、都道府県、市町村等が行う他事業の奨励金等を受けてはならない。

事業の中止等

事業の全部又は一部の実施を一時中止する場合や、天候不良等により事業の実施が困難と受託者が判断した場合は、監督職員と協議の上、その日の作業を中止することが出来るものとする。この場合、作業記録簿（日報）に中止の理由、監督職員との協議内容等を記載すること。

事業実施体制及び留意点

1. 受託者は、現場で事業を実施する場合は、原則2名以上で従事しなければならない。
2. 受託者は、事業の実施にあたり従事者証を携行しなければならない。
3. 受託者は、事業期間中、関係官公庁その他の関係機関との連絡体制を確保しなければならない。
4. 受託者は、林道等の除雪作業など事業に係る整備は、委託者と協議して行わなければならない。

事業実行中の環境への配慮

1. 受託者は、事業の実行に当たっては、現場及び現場周辺の自然環境、景観等の保全に十分配慮するとともに、自然環境、景観等が著しく阻害される恐れのある場合及び監督職員が指示した場合には、あらかじめ対策を立て、その内容を監督職員に提出しなければならない。
2. 受託者は、関連法令並びに仕様書の規定を遵守の上、騒音、振動、大気汚染、水質汚濁等の問題については、事業計画及び事業の実行の各段階において十分に

検討し、周辺地域の環境保全に努めなければならない。

3. 受託者は、環境への影響が予知され又は発生した場合は、直ちに監督職員に報告し、監督職員の指示があればそれに従わなければならない。

交通安全管理

1. 供用中の道路（公道）に係る事業の実施に当たっては、交通の安全について監督職員、道路管理者及び所轄警察署と打合せを行うとともに、十分な安全対策を講じなければならない。
2. 他の受託者と事業用道路を共用する定めがある場合においては、事業用道路の管理者の指示に従うとともに、当該受託者と緊密に打合せ、相互の責任区分を明らかにして使用するものとする。
3. 公衆の交通が自由かつ安全に通行するのに支障となる場所に、材料又は設備を保管してはならない。また、毎日の作業終了時及び何らかの理由により作業を中断するときには、一般の交通に使用される路面からすべての設備その他の障害物を撤去しなくてはならない。

錯誤捕獲

1. 受託者は、錯誤捕獲が生じた場合の体制について、事前に関係機関等と調整し、連絡体制を確保しておくこと。
2. 受託者は、錯誤捕獲が生じた場合は必要に応じて関係機関に専門家の派遣を要請し、適切な措置について指導を受けるとともに、速やかに放獣等の措置を講じること。
3. 受託者は、錯誤捕獲が生じた場合の措置について記録し、監督職員に報告すること。

資機材

品質・規格

使用する資機材等については、その使用目的に適合する品質、規格及び形状、寸法を有するものでなければならない。また、設計図書により指定されている場合には、これに適合した資機材等を使用しなければならない。ただし、より条件に合ったものがある場合は、監督職員の承諾を得て、それを使用することができる。

わなによる捕獲編

非露出型のわな

場所の選定

1. わなの設置に当たっては、鳥獣の生態等を考慮し、適切に設置場所及び設置方法を決めなければならない。
2. 民有地に接する箇所を選定する際は、土地所有者に設置期間及び利用方法について十分に理解が得られるように努めなければならない。
3. 他の鳥獣の錯誤捕獲を防止するため、わなの設置箇所については十分に精査すること。

わなの設置

1. わなの設置は、受託者の責任において実施しなければならない。
2. わなは、区別なく鳥獣を捕獲してしまうこと、捕獲される鳥獣を損傷してしまうことから、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則第 10 条第 3 号他や自治体等の定める条例等に従って設置しなければならない。
3. 標識（住所、氏名、狩猟者登録証の番号等を記載）を設置すること。
4. 必要に応じ、林道等の入口手前や遊歩道の入口及び一般者への周知が必要な箇所に立入禁止看板等を設置し、入林者へ注意喚起を促すこと。この場合の立入禁止看板等の支柱・掲示板等は受託者で準備する。

見回り

1. わな設置後は、捕獲した鳥獣を速やかに発見するため、また、わなとその周辺状況を確認するために、設計図書等に基づき、頻繁に見回りを実施しなければならない。
2. 不具合や誤作動等が発生していないかを確認しなければならない。
3. 不具合や誤作動等が見受けられた際は、適切にメンテナンス及び再設置を行わなければならない。
4. わなの作動に支障をきたすような落枝等があれば取り除かなければならない。

誘引

1. 餌の種類、誘引時期は、餌資源、農作物、積雪等の地域ごとに異なる条件を踏まえて、効果的な方法を検討すること。
2. 見回りによる誘引餌の採食状況、足跡等の痕跡の確認等により、誘引状況の確認を行わなければならない。
3. 誘引が不調の場合には、定期的に古い餌を取り除き、新しい餌を補給しなければならない。
4. 餌が無くならないように常に補給を行わなければならない。

5. 餌を給餌箇所に運搬する場合は、路面にまき散らさないようにすること。
6. 3. を行っても誘引が不調の場合は、新たな誘引場所を検討すること。

保定・止めさし

1. 止めさしは、物理的方法により、できる限り鳥獣に苦痛を与えない方法を用いるほか、動物福祉に配慮した社会的に容認されている通常の方法により行わなければならない。
2. 止めさしを行う場合は、周辺環境、市街地や地域住民等への配慮、社会的影響への配慮、従事者の熟練度等により、手法を適切に選択しなければならない。
3. 止めさしを行う場合は、安全に実施することが課題となることから、適切に保定した後に行わなければならない。
4. 電気止めさし器を使用する際は、長袖、長ズボンのほか、ゴム製の長靴と手袋を着用した上で作業を行うこと。また、雨天の際は、使用を控えること。

個体処理

1. 個体は、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律の規定により捕獲場所に放置してはならない。
2. 集合埋設する場合は、所定の場所に埋設すること。この場合の埋設箇所は委託者と協議のうえ決定すること。
3. 林内埋設及び集合埋設のための埋設穴設置に係る手続き及び掘削・埋め戻しについては、受託者が準備し施工すること。
4. 食肉加工業者等の負担により、食肉加工場での施設処理を希望する場合は、監督職員から承諾を得た上で実施すること。また、関係法令等を遵守する等、適正な措置を講じて実施するとともに、委託者から食肉利用の実態等について問い合わせをした場合には情報を提供すること。
5. 捕獲対象鳥獣に係る感染症やダニ等の危険性に留意し、捕獲個体の処理作業時は、適した服装で行うこと。

わなの撤去

整地等を行い、わなの撤去箇所を原形に復旧しなければならない。

露出型のわな 場所の選定

3. 5. 3 (1) 1) に同じ。

わなの設置

1. わなの設置は、受託者の責任において実施しなければならない。
2. わなは、区別なく鳥獣を捕獲してしまうこと、捕獲される鳥獣を損傷してしまうことから、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則第 10 条第 3 号他や自治体等の定める条例等に従って設置しなければならない。
3. 捕獲対象鳥獣の警戒心をとくため、誘引作業を十分に行うこと。
4. 標識（住所、氏名、狩猟者登録証の番号等を記載）を設置すること。
5. 必要に応じ、林道等の入口手前や遊歩道の入口及び一般者への周知が必要な箇所に立入禁止看板等を設置し、入林者へ注意喚起を促すこと。この場合の立入禁止看板等の支柱・掲示板等は受託者で準備する。

見回り

1. わな設置後は、捕獲した鳥獣を速やかに発見するため、又、わなとその周辺状況を確認するために、設計図書等に基づき、頻繁に見回りを実施しなければならない。
2. 不具合や誤作動等が発生していないかを確認しなければならない。
3. 不具合や誤作動等が見受けられた際は、適切にメンテナンス及び再設置を行わなければならない。
4. わなの作動に支障をきたすような落枝等があれば取り除かなければならない。
5. 落とし扉の開閉や動作の不備等の点検を適宜行わなくてはならない。

誘引

3. 5. 3 (1) 4) に同じ。

保定・止めさし

3. 5. 3 (1) 5) に同じ。

個体処理

3. 5. 3 (1) 6) に同じ。

わなの撤去

3. 5. 3 (1) 7) に同じ。

銃による捕獲編

定点捕獲

場所の選定

狙撃箇所は、安全性（バックストップの確保等）、撃ちやすさ、獣道、鳥獣の警戒心等に配慮し選定しなければならない。

誘引

1. 餌の種類、誘引時期は、餌資源、農作物、積雪等の地域ごとに異なる条件を踏まえて、効果的な方法を検討すること。
2. 見回りによる誘引餌の採食状況、足跡等の痕跡の確認等により、誘引状況の確認を行わなければならない。
3. 誘引が不調の場合には、定期的に古い餌を取り除き、新しい餌を補給しなければならない。
4. 餌が無くならないように常に補給を行わなければならない。
5. 餌を給餌箇所に運搬する場合は、路面にまき散らさないようにすること。
6. 3.を行っても誘引が不調の場合は、新たな誘引場所を検討すること。

捕獲

1. 警察機関等による指導を十分に踏まえ、銃の取り扱い等の安全対策には十分に配慮しなければならない。
2. 狙撃体制解除の際は銃に安全装置をかけること。または、ボルトをあげる処置をとらなければならない。
3. 林業機械や燃料等の機材の保護に配慮するとともに、土場等の木材等資材類はバックストップとしてはならない。
4. 捕獲作業は、視界が確保できる状況で行うように努めること。また、霧や地吹雪等で周囲の視界確保が困難な場合は、作業を一時中断するなど、安全な状況での作業に努めること。
5. 捕獲作業は、常に安全に作業が行える状態を保つよう、銃の日常管理を適切に行うとともに、第三者や従事者の安全確保及び事故防止に努めること。

個体処理

3. 5. 3 (1) 6) に同じ。

非定点捕獲

場所の選定

狙撃箇所は、事前に詳細を確定できないため、3. 5. 4 (1) 1) の視点を事業監理

責任者が従事者に確認し、現場判断をゆだねる。

捕獲

1. 警察機関等による指導を十分に踏まえ、銃の取り扱い等の安全対策には十分に配慮しなければならない。
2. 捕獲作業は、常に安全に作業が行える状態を保つよう、銃の日常管理を適切に行うとともに、第三者や従事者の安全確保及び事故防止に努めること。

個体処理

3. 5. 3 (1) 6)に同じ。